

令和8年3月

共同住宅管理責任者 様

福岡市道路下水道局

共同住宅に入居されている方々への 下水道使用料の減免について（お願い）

平素より、福岡市の下水道事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、1月にお送りした文書にて、福岡市では、物価高の影響を受ける市民の皆様
の生活を支援するため、**令和8年2月・3月検針分のご家庭の下水道使用料を全額減免**
する旨をご案内しておりましたが、この度、**4月・5月検針分も追加し、計4カ月分を全額減免することとなりました。**

建物全体を一括して検針し、管理責任者様にまとめてお支払いいただいている共同住宅などには、**入居者の方々にも支援が行き届くよう、下記のような方法でのご協力をお願いしております。今回、再度のお願いとして本書を送付させていただきました。**

- ・各入居者に4か月分の下水道使用料を請求しない
- ・家賃や共益費等から減免額を差し引く

また、入居者の方々への減免支援につき、実際にどのような方法で実施されるのか、参考としてお伺いしたく、**同封のアンケートはがきにご記入のうえ、4月17日（金）までにご投函いただきますよう、お願いいたします。**

※アンケートはがきに印字された二次元コードからも回答できます。

※減免支援の実施方針につきましては、入居者の方々へ何らかの方法で周知いただきますようお願いいたします。

管理責任者様には、事務手続きなど、大変お手数をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

※本紙は、該当されない管理責任者様にも届いている場合がございます。ご了承ください。

※減免の適用については、「ご使用水量等のお知らせ」をご確認ください。

【電話でのお問い合わせ先】

福岡市下水道使用料減免コールセンター

電話：092-406-7924

受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

【道路下水道局ホームページ】

福岡市 下水減免 検索

クリック!!

【この文書の発送元】

福岡市道路下水道局下水道料金課



スマホの方は
こちらから